平成24年11月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 平成24年(行ケ)第10355号 審決取消請求事件

 判
 決

 原
 告
 X

 被
 告
 特
 許
 庁
 長
 官

 主
 文

本件訴えを却下する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

## 第1 請求

特許庁が不服2007-19402号事件について平成21年6月22日にした 審決を取り消す。

## 第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、前記第1記載の審決(以下「本件審決」という。)の取消しを求める事案である。
  - 2 記録によれば、本件訴えの提起に至る経緯は、以下のとおりである。
- (1) 原告は、平成9年12月24日、発明の名称を「容積形流体モータ式ユニバーサルフューエルコンバインドサイクル発電装置。」とする発明について、特許出願(特願平9-370506号)をしたが、平成19年4月27日に拒絶査定がされ、これに対し、同年6月14日、不服の審判(不服2007—19402号事件)を請求した。
- (2) 特許庁は、平成21年6月22日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との本件審決をし、その謄本は、同年7月12日、原告に送達された。

## 第3 当裁判所の判断

本件訴えは、平成24年10月15日に提起されたものであるところ、前記第2のとおり、本件審決の謄本の送達があった日から30日を経過したことが明らかで

あるから、本件訴えは、特許法178条3項により、不適法でその不備を補正する ことができないものである。

また、原告は、平成21年8月7日、当庁に対し、本件審決の取消しを求める訴え(平成21年(行ケ)第10232号審決取消請求事件)を提起したが、当庁は、平成22年2月10日、原告の請求を棄却する旨の判決をし、同判決が確定したことは、当裁判所に顕著である。そうすると、原告が再び本件審決の取消訴訟を提起することは許されず、本件訴えは、この観点からも、不適法でその不備を補正することができないものである。

よって,行政事件訴訟法7条,民事訴訟法140条により,口頭弁論を経ないで, 判決で,本件訴えを却下することとし,主文のとおり判決する。

知的財產高等裁判所第4部

 裁判長裁判官
 土
 肥
 章
 大

 裁判官
 髙
 部
 眞
 規
 子

齌

藤

巖

裁判官